

大分県相撲連盟内規

第1章 総 則

(設置条件)

第 1 条 この内規は大分県相撲連盟規約第 7 条から第 1 0 条及び第 2 1 条・第 2 3 条に基づき定める。

(改 廃)

第 2 条 この内規の改廃は役員会において立案し、総会の承認を得るものとする。

第2章 役 員

(役員を選考)

第 3 条 役員を選考に関しては当該年度に役員選考委員を設ける。

2 役員選考委員は副会長 1 名、理事長、事務局長とする。

3 役員選考委員は必要な役員を選考するものとする。

(役員を選任)

第 4 条 会長・副会長は役員会において役員選考委員より推薦を受け、総会にて承認する。

2 理事長・副理事長は役員会において役員選考委員より推薦を受け、総会にて承認する。

3 幹事・監事は会長がこれを委嘱する。

(支部長の選出)

第 5 条 支部長は、各支部の理事の中から 1 名選出する。

(新理事の選出)

第 6 条 各支部の新理事は支部長の推薦を受け総会において承認する。

2 各支部の理事の定員を以下のとおりとする。

中津 若干名、宇佐 若干名、国高 若干名、別杵 若干名、大分 若干名、

臼津 若干名、佐伯 若干名、久大 若干名、大分県少年相撲クラブの会 若干名

第3章 任 務

(幹事、監事の任務)

第 7 条 幹事、監事の任務は、総会、役員会各種事業の運営及び庶務・会計とする。

第 8 条 監査委員の任務は会計を監査こととする。また役員会に出席し意見を述べることができる。

(理事の任務)

第 9 条 理事の任務を次のように定める。

(1) 連盟運営に関する事項

(2) 大会運営に関する事項

(支部長の任務)

第 1 0 条 支部長は、支部内における事業の企画・運営にあたり、結果など事務局に報告する。事務局は、これを会長に報告する。

(副理事長の任務)

第 1 1 条 副理事長の任務を次のように定める。

(1) 理事長を補佐するとともに、各専門部の総括をする。

第4章 その他

第 1 2 条 強化部は選考基準としての実施要項を作成し代表選手の選考を計画的に行うものとする。

2 強化部は作成した実施要項を、選考会に入る前に連盟関係者及び選手に周知する。

3 選手決定後、強化部は直ちに選手名を事務局に報告しなければならない。

附則

この内規は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則

この内規は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則

この内規は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則

この内規は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則

この内規は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。